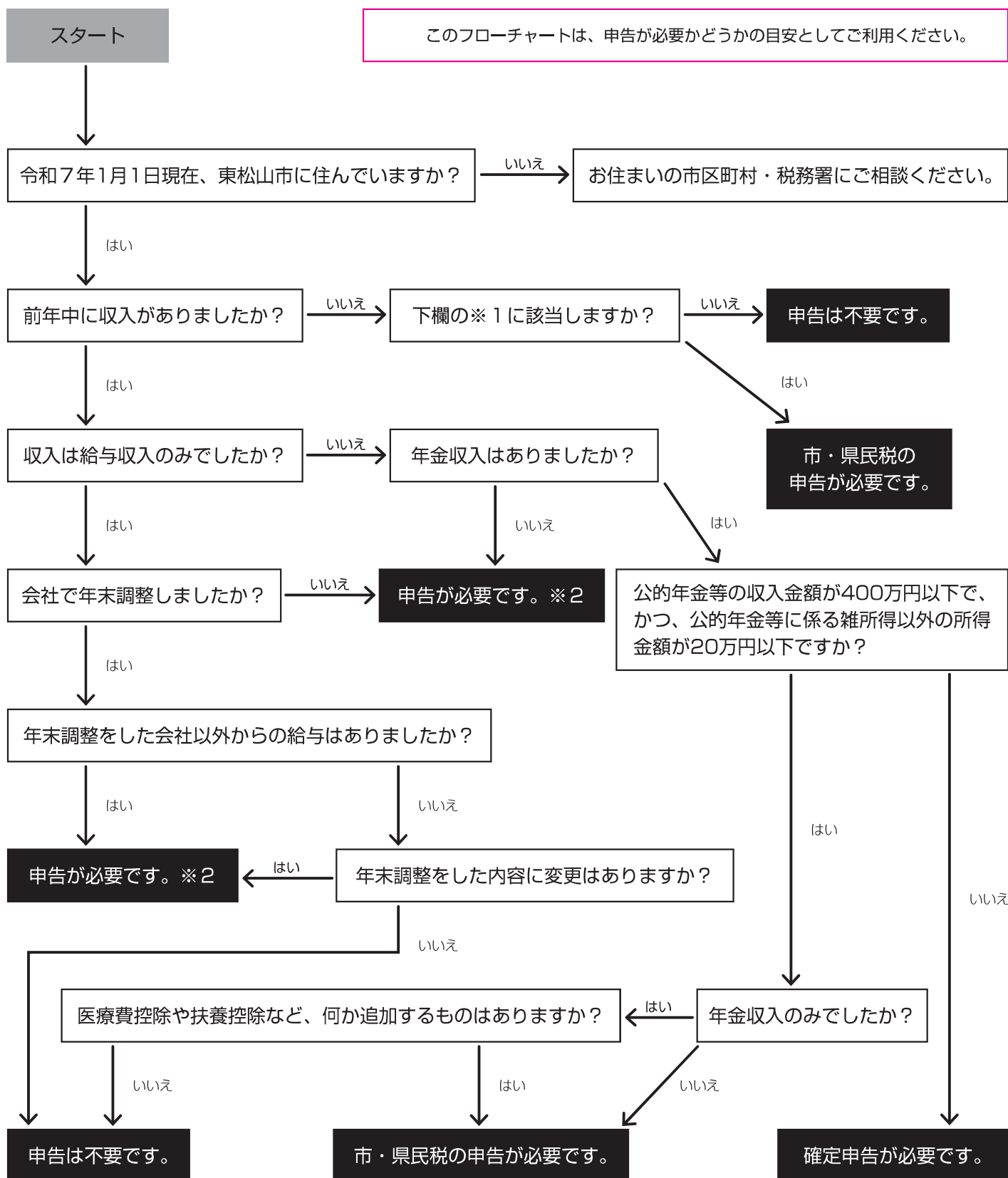


■ 申告要否フローチャート



※1 国民健康保険の加入者・世帯の中に国民健康保険の加入者がいる世帯主・後期高齢者医療保険の加入者・世帯の中に後期高齢者医療保険の加入者がいる世帯主・65歳以上の介護保険加入者・児童手当などの各種手当を受けている方・公営住宅（市営住宅・県営住宅）に入居している方・扶養認定等のために前年分の所得証明書等が必要な方

※2 内容により、市・県民税申告ではなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。市役所や税務署にご相談ください。